



## 1. 土砂災害警戒区域等の概要

土砂災害（※）の恐れのある区域として、土砂災害防止法に基づき都道府県が指定した区域で、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に分類されています。

※ 区域指定等の対象とする土砂災害として以下の3種類が位置付けられています。

急傾斜地の崩壊	土石流	地滑り
---------	-----	-----

↑ 急傾斜地災害防止法に基づく急傾斜地崩壊危険区域とは異なるため注意してください。

## 2. 区域の確認

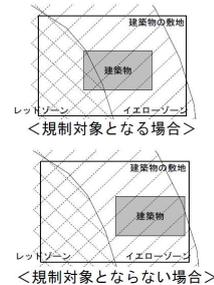
以下の鹿児島県ホームページで確認できます。

	土砂災害警戒区域等マップ	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/ai02/bosei/03area/area_dochu.html">https://www.pref.kagoshima.jp/ai02/bosei/03area/area_dochu.html</a>
--	--------------	---

## 3. 構造規制の概要

土砂災害防止法に基づき指定されたレッドゾーン内において居室を有する建築物の新築等を行う場合、その建築物は建築基準法施行令第80条の3に基づく構造方法に適合する必要があります。

※ なお、イエローゾーンについては、上記の構造規制は適用されません。



## 4. 構造方法について

構造方法については、がけ崩れ等により土圧がかかる部分を開口部のない鉄筋コンクリート造とすることなどが考えられますが、がけの状況（土砂災害の種類や、都道府県の指定する土石等の力等）に応じて検討（設計）する必要があります。

そのため、個別案件についての具体的な構造方法を市からお示しすることはできません。建築士等にご相談ください。

一般財団法人 日本建築防災協会の発行するパンフレット「土砂災害から命を守るために！」に設計条件に応じた設計例が掲載されていますので参考としてください。

	パンフレット「土砂災害から命を守るために！」	<a href="https://www.kenchiku-bosai.or.jp/disaster/page-1221/page-33913/">https://www.kenchiku-bosai.or.jp/disaster/page-1221/page-33913/</a>
--	------------------------	---

## 5. がけの高さの2倍未満の範囲の建築制限（県条例第3条）について

※ 県条例＝鹿児島県建築基準法施行条例

以下に該当し、かつ、がけの高さの2倍未満の範囲に建築する場合は、がけの高さの2倍未満の範囲の建築制限（県条例第3条）が適用されるため、別途確認が必要です。

・イエローゾーン内	・レッドゾーン内で居室を有しない建築物
・レッドゾーン内（土砂災害の種類が「土石流又は地滑り」に限る）で構造規制を満足するもの	

	がけの高さの2倍未満の範囲の建築制限	<a href="https://www.city.kagoshima.lg.jp/kagoshima-shi/kenrei/kenrei/kenrei.html">https://www.city.kagoshima.lg.jp/kagoshima-shi/kenrei/kenrei/kenrei.html</a>
--	--------------------	---